

大阪港港湾計画の軽易な変更について

(素案)

～説明資料～

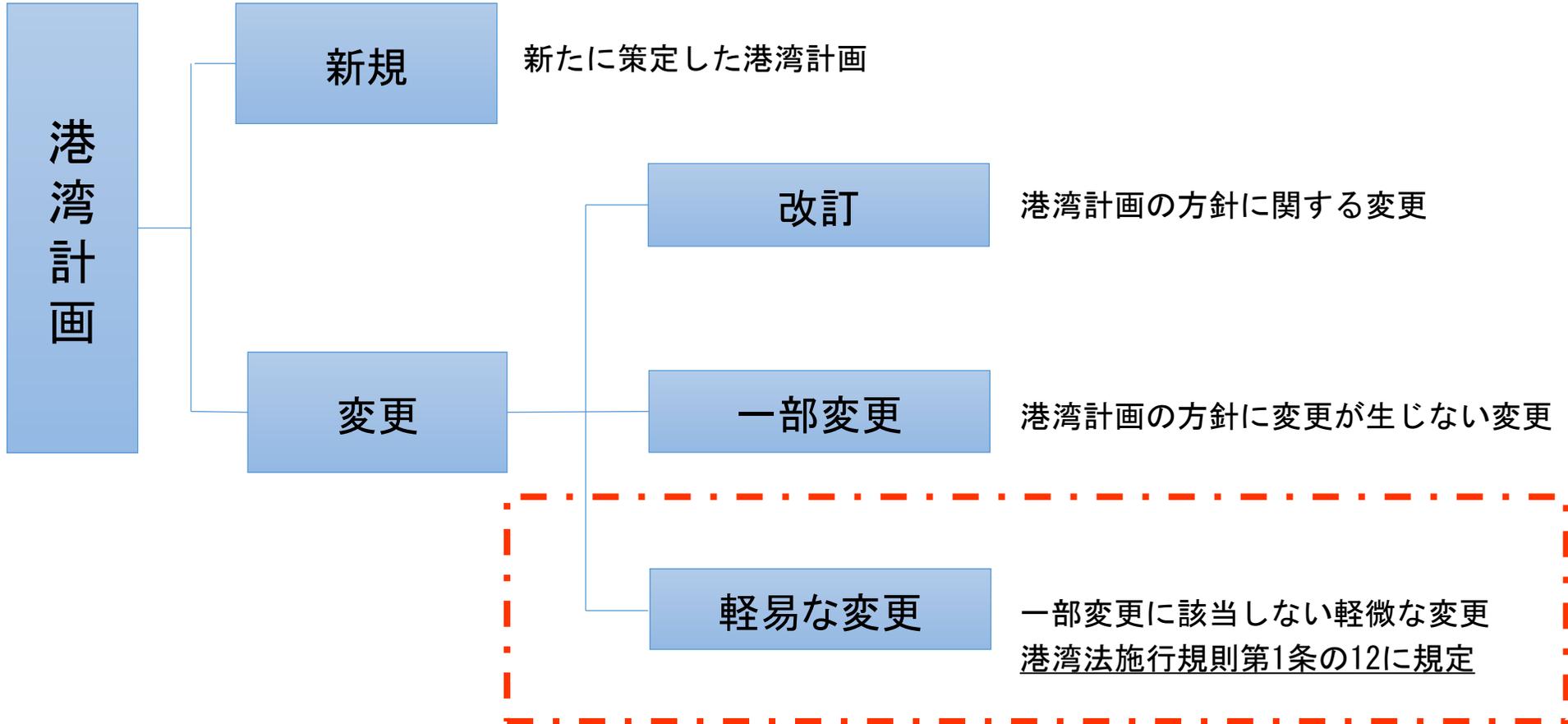
令和7年6月

大阪港湾局



港湾計画とは・・・

港湾法第3条の3に規定される法定計画であり、一定の水域と陸域からなる港湾空間において、開発、利用及び保全を行なうにあたっての指針となる基本的な計画



港湾法施行規則より改訂・一部変更該当する変更とは・・・

○係留施設

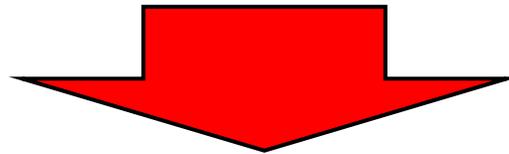
- ・直轄工事（国）の事業対象となる施設
 - 外国貿易船に係留する水深-12m以上の岸壁
 - 内国貿易船に係留するコンテナ、フェリー、RORO船用の岸壁

○水域施設

- ・当該港湾において主要と認められる航路
- ・直轄工事（国）の事業対象となる係留施設のための泊地

○土地利用計画

- ・面積20ヘクタール以上の土地利用計画変更 等



本件については、上記に掲げるいずれの変更条件にも該当しないため、「**軽易な変更**」とする。

大阪港港湾計画の軽易な変更について

大阪港港湾計画図

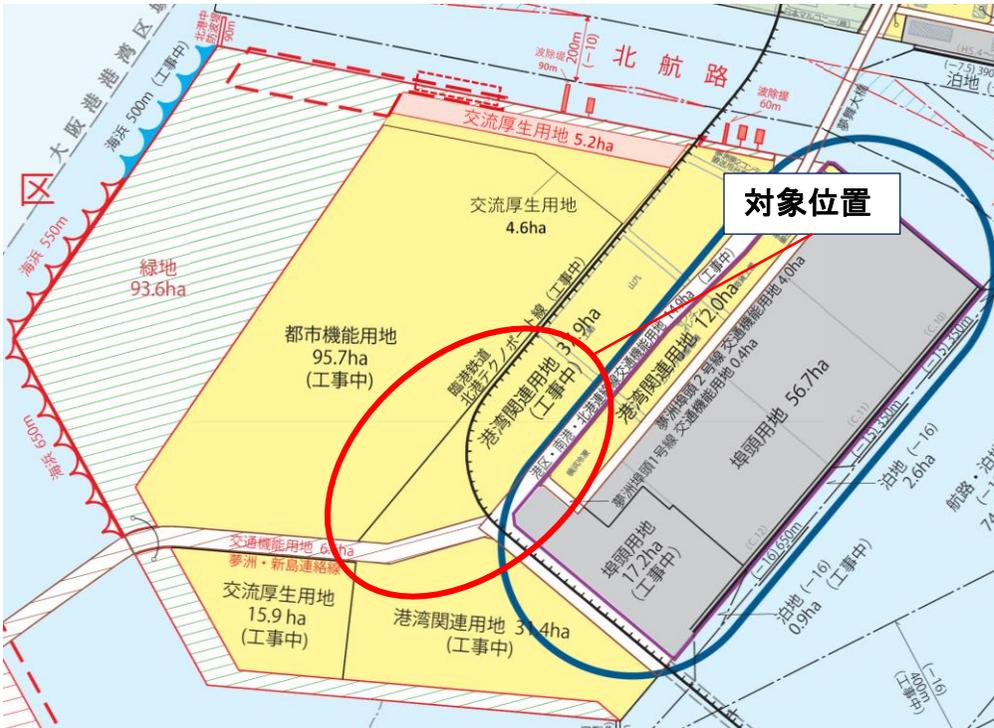


1-1. 諮問事項 【夢洲地区】大阪港港湾計画の軽易な変更

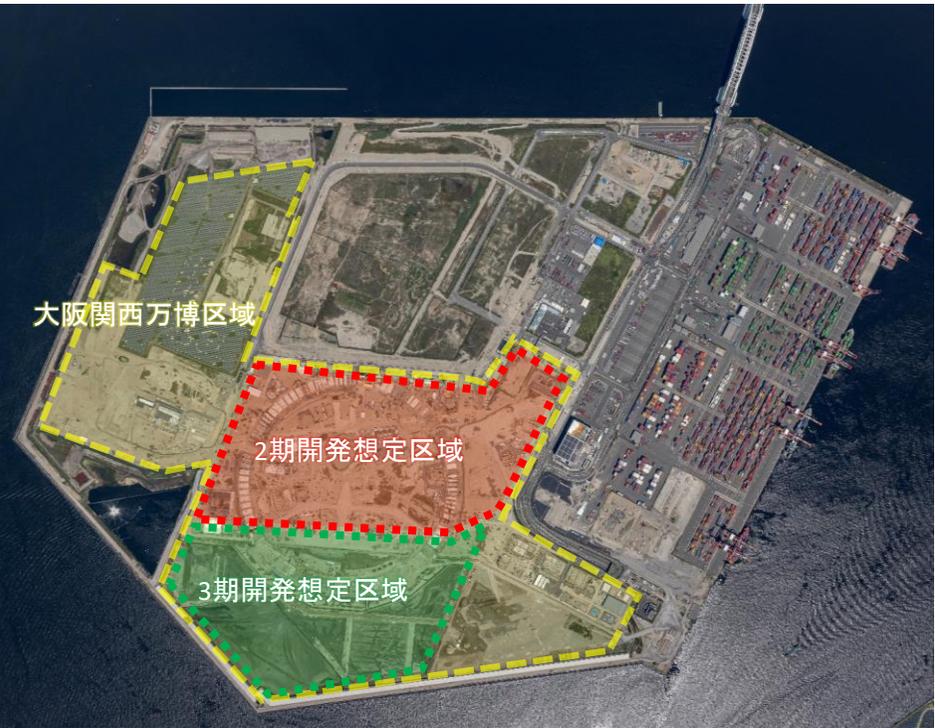
■ 変更理由

- 2025年大阪・関西万博の跡地について、万博のレガシーを継承しつつ、国際観光拠点の形成を図るため、土地利用計画を変更する。

位置図



現況(航空写真)



1-1. 諮問事項【夢洲地区】計画変更の背景

夢洲まちづくり構想【2017年（平成29年）策定】

- ・夢洲地区での観光拠点の形成などの新たな機能を盛り込んだ夢洲全体のまちづくりの方針や土地利用等について方向性をとりまとめ

夢洲まちづくり基本方針【2019年（令和元年）策定】

- ・IR整備法の成立や夢洲での万博開催が決定したことを踏まえ、具体的なまちづくりの方針をとりまとめ

【2022】夢洲第2期区域（大阪・関西万博跡地）に係るマーケット・サウンディングの実施

約 50 ヘクタールという広大なエリアであることから、その開発を一体的に進めるための方針（**マスタープラン**）が必要

【2024.1】開発事業者募集を2段階とする方針を公表

【2024.9】夢洲第2期区域マスタープランの策定に向けた民間提案募集の実施
【2025.1】2件の優秀提案の決定

優秀提案の内容を参考にマスタープランをとりまとめ

「夢洲第2期区域マスタープラン」の策定

【2025.4】マスタープランVer.1.0
【2025.夏頃】マスタープランVer.2.0

マスタープランに沿ったまちづくりの実現に向け、開発事業者募集の条件を検討

【2025年度後半】夢洲第2期区域 開発事業者募集の開始

1-1. 諮問事項【夢洲地区】計画変更の背景

マスタープラン(Ver.1.0)における夢洲第2期区域まちづくりの考え方 コンセプト

万博の理念を継承し、国際観光拠点形成を通じて
「未来社会」を実現するまちづくり

まちづくりの方針

- ① エンターテインメントシティの創造
- ② SDGs未来都市の実現
- ③ 最先端技術の実証・実践・実装

土地利用方針

【基本的な考え方】

- ・広大な土地を活かしたスーパーブロックによる土地利用を実現し、隣接する第1期区域との連携・相乗効果による更なる「非日常」を提供する。
- ・夢洲2期区域の一体的なまちづくりのため、ゾーン相互間での機能連携や連続した動線計画を実現する。また、隣接する区域やゾーンの境界部分は、適切に水・みどりや広場・歩行者空間等を配置し、一体性、連続性を確保した土地利用とする。
- ・大阪・関西のみならず、国内外のプレミアムマスから日常的な利用者まで幅広い集客力を有する大規模なエンターテインメントやレクリエーション機能等の導入を図るとともに、大阪が強みを有する産業や研究の拠点機能や展示機能、その他国際観光拠点の形成に寄与する機能の導入を図る。
- ・夢洲の立地特性を活かしたアメニティ高い空間を創出するため、水・みどりに親しめる空間を適切に配置する。



1-1. 諮問事項【夢洲地区】計画変更の背景

マスタープラン(Ver.1.0)における土地利用計画(ゾーニング)

① ゲートウェイゾーン

- ・夢洲の玄関口として、人・モノが交流し、来訪者に高揚感(ワクワク感)・期待感を与えるにぎわい機能や交流機能等の導入
- ・夢洲の立地特性を活かしたナイトアクティビティや、他では経験できない体験(ガストロノミー体験など)が可能な機能等の導入
- ・大阪ヘルスケアパビリオン跡地活用ゾーンに導入される機能と連携した大阪が強みを持つ産業・研究の拠点機能や展示機能、万博を契機に創出される最先端技術やイノベーションに触れられる機能等の導入
- ・来訪者の交流や回遊の拠点となる広場の整備
(導入施設例：商業・飲食施設、オフィス、宿泊施設、国際的な交流・イノベーション・インキュベーション施設、広場 等)

② グローバルエンターテイメント・レクリエーションゾーン

②-1 スーパーアンカーゾーン

- ・世界中の人々をひきつけ、ここでしか体験できない「非日常空間」を創出する大規模で統一されたコンセプトに基づくエンターテイメント機能やレクリエーション機能の導入
- ・水・みどりに楽しめる空間やオープンスペースなどの整備とともに、子供を対象としたアクティビティなど、ファミリーで楽しめる機能等の導入
- ・地区内の来訪者の回遊性を高める、交流ゾーン、IR連携ゾーンと連携した機能の導入

(導入施設例：国際的なモータースポーツ拠点(サーキットなど)、アイコンックなラグジュアリーホテル、世界クラスのウォーターパーク、商業・飲食施設 等)

②-2 交流ゾーン

- ・ゲートウェイゾーンからの人の流れ、にぎわいをスーパーアンカーゾーン等の隣接するエリアへつなげるハブ拠点の形成
- ・人・情報の交流を促し、にぎわいを創出する展示・交流機能やレクリエーション機能等の導入

(導入施設例：アリーナ、劇場、商業・飲食施設 等)

③ IR連携ゾーン

- ・隣接する第1期区域(IR区域)と連携することにより相乗効果を高める機能の導入
(導入施設例：ホテル、MICE施設 等)

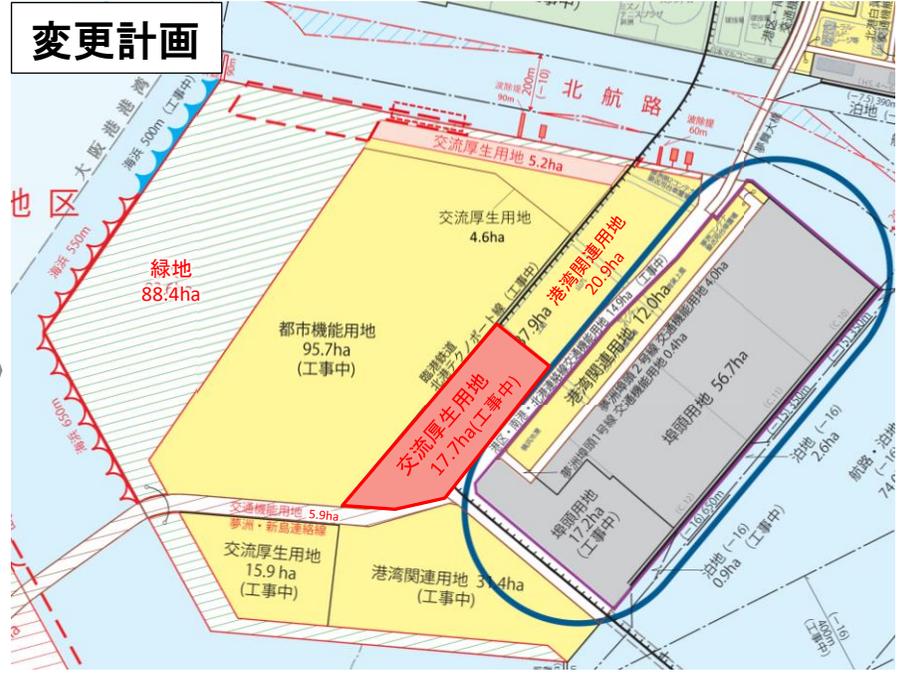
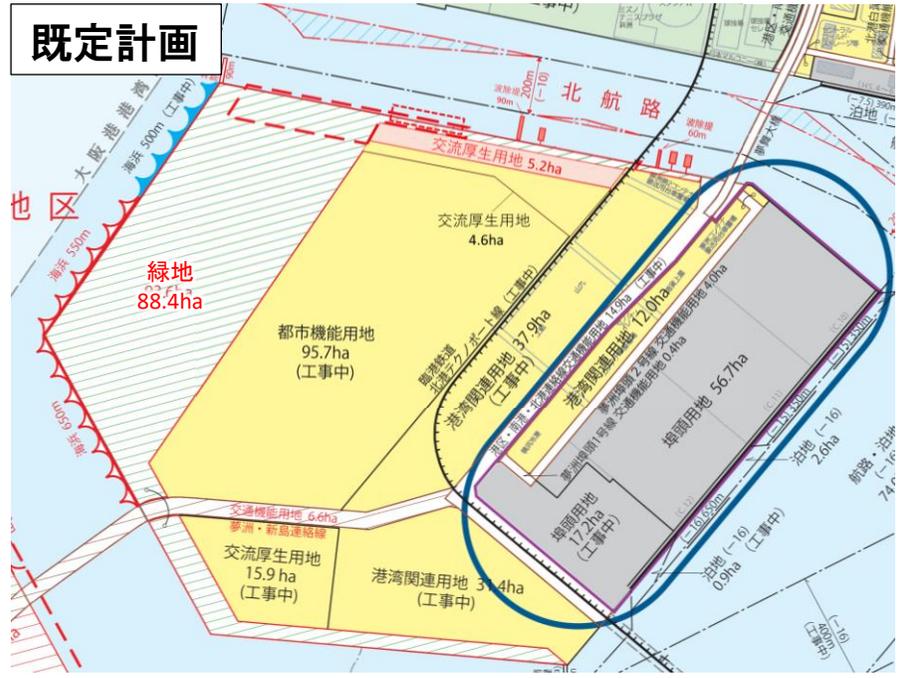
④ 大阪ヘルスケアパビリオン跡地活用ゾーン

- ・ヘルスケアパビリオンの取組を継承するため、先端医療・国際医療・ライフサイエンスに係る機能を導入
- ・残置または移築するパビリオンの一部と一体となったにぎわい機能を導入

(導入施設例：先端医療・国際医療・ライフサイエンスに係る施設、ホテル、オフィス、商業施設、MICE施設 等)

1-2. 諮問事項【夢洲地区】港湾計画変更内容

- 変更内容
- 土地利用計画の変更



[ha]

土地利用計画	夢洲地区	埠頭用地	港湾関連用地	交流厚生用地	都市機能用地	交通機能用地	緑地	合計
		73.9	81.3	25.7	95.7	25.9	88.4	391.1

[ha]

土地利用計画	夢洲地区	埠頭用地	港湾関連用地	交流厚生用地	都市機能用地	交通機能用地	緑地	合計
		73.9	81.3	25.7	95.7	25.2	88.4	391.1

1—3. 環境への影響と評価

■ 計画変更に伴う環境影響について

【土地利用計画の変更について】

大気質、騒音、振動について

- 土地利用計画を港湾関連用地から交流厚生用地へ変更することにより、NOx排出量が僅かに増加するものの、大阪港全体の排出量からみると軽微なものであることから、大気質に及ぼす影響は軽微である。
- また、既定計画では国際観光拠点の形成を図る中央部の集客人口を3,000万人/年、従業者数3.2万人/日と想定し、発生集中交通量を算定しているが、今回の土地利用計画の変更により、集客人口の想定に変更は無く、発生集中交通量や周辺道路の交通量を増加させるものではないことから、騒音、振動に及ぼす影響は軽微である。



以上のことから、今回計画が環境に及ぼす影響は軽微であると考えられる。

2. 今後の予定

